

⑤ 日本人同士の協議離婚の場合

< 注意事項 >

- ・用紙はA3でプリントアウトしてください（A4ではお受けできません）。
- ・署名以外の部分はパソコン入力したものでも受付可能です。
- ・届出用紙必要部数：婚姻前の氏に戻る者の本籍が婚姻中の本籍と変わる場合は3通、同じ場合は2通。
- ・届出はすべて日本語（漢字・ひらがな・カタカナ）でご記入ください。
- ・ご記入の際は、消えない黒のペン（ボールペン等）をご使用ください。
- ・修正液は使用できません。
- ・届出用紙の証人欄は記入しないでください。
- ・署名は必ず両者それぞれが記載内容に同意の上でお願いします。

窓口にて提出 来館日  
郵送の場合 投函日

離婚届

令和 年 月 日 届出

在シドニー日本国 大使 殿  
総領事

外国籍は西暦で、  
日本国籍は昭和・平成  
で記入

(よみかた)	夫 がいむ いちろう 氏 名 外務 一郎	妻 がいむ はなこ 氏 名 外務 花子
氏 名	平成6年 5月 23日	平成8年 11月 14日
生 年 月 日	オーストラリア連邦 ニューサウスウェールズ州 ローズベイスミスストリート 18番2号 世帯主 外務 一郎 の氏名	オーストラリア連邦 ニューサウスウェールズ州 チャッツウッドブリッジロード 21番608号 世帯主 外務 花子 の氏名
住 所	東京都千代田区霞が関一丁目4 番地 番	
本 籍	筆頭者 外務 一郎 ( 夫 の国籍 ) ( 妻 の国籍 )	
( 夫または妻が 外国人のときは はその国籍 )	父母及び養父母 の氏名 父 外務 省太郎 母 鈴木 富士子	続き柄 長男 妻の父 山田 太郎 母 省子
父母との続き柄 ( 右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください )	続き柄 養子	続き柄 二女 養子 養母
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日 認諾 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日 確定 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日 確定	
(4) 婚姻前の氏にも どる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> 元の戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 大阪府大阪市中央区谷町二丁目1 番地 番 筆頭者 の氏名 山田 花子	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権 を行う子 外務 和男	妻が親権 を行う子 外務 良男、外務 一美
(6) 同居の期間	令和元 年 7 月 から 令和4 年 6 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7) 別居する前の住所	オーストラリア連邦 ニューサウスウェールズ州 マンリー ビーチロード 33 番 号 番地 番	
(8) 別居する前の世帯 の主な仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9) 夫婦の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
(10) その他		
届出人署名 (※押印は任意)	夫 印	妻 印

日本国籍の父母が健在で婚姻中の場合は母の氏は記入不要

(届出人の連絡先及び電話番号 一郎 04XX-XXX-XXX Email: 00000@000.com )  
花子 04XX-XXX-XXX Email: 00000@000.com

窓口でご署名いただきますので、  
署名欄は空欄でお持ちください。

外国籍は西暦で、  
日本国籍は昭和・平成  
で記入

ラスト、ファーストミドルの順で

証人(日本法による協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意) 生年月日	 (スミス、マイケルノエル) 印 1995年3月1日	船橋 翔子 印 平成3年11月19日
住所	オーストラリア連邦 ニューサウスウェールズ州 サリーヒルズ クイーンズプレイス 68番 129号	オーストラリア連邦 ニューサウスウェールズ州 サザランド プリンセスハイウェイ 471番地
本籍	オーストラリア連邦 番地番	山口県小浜郡内石字大原 5 番地番

**記入の注意**

- 届書はすべて日本語で書いてください。  
この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書き、外国人についてカッコ内にその国籍を書いてください。
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。  
養父母についても同じように書いてください。
- にあてはまるものにのようにしるしをつけてください。
- 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。
- 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
- 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。
- 外国の法律で協議離婚したときは、3か月以内に離婚証明書をそえて出してください。外国の裁判所で離婚したときは、裁判が確定した日から10日以内に原告から判決書の謄本及び確定証明書をそえて出してください。なお、この10日を経過しても原告が届出しないときは被告から届出できます。いずれの場合も証人欄の記載は不要ですが、外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。また、「その他」欄には、協議離婚したときは、離婚確定年月日及び離婚の方式を、離婚判決による場合は、離婚確定年月日及びその裁判所名を記載してください。
- 夫婦がともに日本人のときは、届書2通(復籍する人が今までの本籍地と異なる市区町村にある婚姻前の戸籍にもどるとき、または、新しい戸籍を今までと別の市区町村につくりたいときは3通)、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通出してください。
- 戸籍謄本2通(うち1通はコピーでもよい)が必要ですので、あらかじめ用意してください。
- 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

<p>(面会交流)</p> <p><input type="checkbox"/>取り決めしている。</p> <p><input type="checkbox"/>まだ決めていない。</p> <p>(養育費の分担)</p> <p><input type="checkbox"/>取り決めしている。</p> <p><input type="checkbox"/>まだ決めていない。</p>	<p>未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。</p>
---	---